

## 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の概要

### 1 趣 旨

#### (1) 医療費助成

B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変（非代償性肝硬変）の患者の医療費の負担の軽減

#### (2) 研究事業

肝がん・肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

### 2 対象者の要件

(1) B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者（保険診療）

(2) 世帯年収約370万円未満

(3) 厚生労働省肝炎等克服政策研究事業の研究班への臨床情報の提供に同意

### 3 医療費助成の概要

(1) 肝がん・重度肝硬変の入院医療を対象に、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に3月以上の場合に、4月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。【H30年度12月診療分から助成開始】

(2) 自己負担額 月額1万円

### 4 指定医療機関【県内44医療機関（平成31年2月28日現在）】

(1) 医療費の助成を受けるためには、知事の指定する医療機関で入院医療を受ける必要がある。【平成30年11月から指定医療機関の申請の受付開始】

#### (2) 指定医療機関の要件

- ・肝がん・重度肝硬変の入院医療を適切に行うことができる。
- ・事業の実施に協力できる保険医療機関である。

#### (3) 指定医療機関の役割

- ・肝がん・重度肝硬変の患者に対しての事業の説明及び入院記録表の記載と交付
- ・臨床調査個人票の作成、交付
- ・公費負担医療の請求医療機関としての公費の請求

\* 医療機関対象説明会 9月21日（金） 実施

通知医療機関 307病院（病院のうち精神病床のみの病院を除く）

50診療所（消化器科等を標榜している有床診療所）

参加医療機関 65医療機関（61病院・4診療所）

### 5 研究事業の概要

(1) 厚生労働省肝炎等克服政策研究事業における研究班において実施

(2) 県が厚労省に臨床調査個人票等の写しを提出し、厚労省が研究班に提供

(3) 主な研究内容 ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の利用促進

・臨床データの収集促進

・肝がん治療ガイドラインの改良に資するエビデンスの構築